



那賀町から転出される方へ



新しい住所地に転入（引越し）された場合は、**その日から14日以内**に転入先の市区町村において転入届をしてください。もし、この届出を忘れますと、住民登録が無くなったり、5万円以下の過料に処せられる場合がありますのでご注意ください。

なお、転出証明書は、転入手続きの際必ず必要となる為、紛失しないよう大切に保管ください。

転出届のときに必要なもの

- 転出先の住所
- 届出人の印鑑
- 届出人の本人確認ができる書類
(官公署が発行した顔写真が添付されている免許証や許可証)

【住民基本台帳カードをお持ちの方】
住民基本台帳カードは転出先でも引き続き使用できます。

【転出取消について】

転出証明書交付後に転出を取り止めした場合は、すみやかに転出証明書を持参のうえ、転出取消手続きをしてください。但し異動日によっては、転出取り消しできない場合がありますので、その際はご相談ください。



同一世帯以外の方が、転出届を出される場合は、《委任状》が必要です。

転出される方の中に住基カードをお持ちの方がいる場合は、特例による転出の適用が受けられます。（転出証明書は発行されませんが、**住基カードにより転入できます。**）

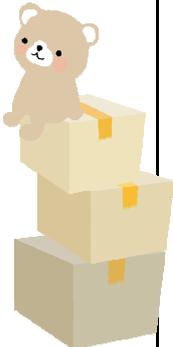


那賀町から転出する際に必要な手続き

～次の手続きが必要な方は窓口で申し出てください～



手続き項目	必要なもの	備考	手続き場所 お問合せ先
印鑑登録	印鑑登録証	転出予定日をもって自動的に廃止となります。引き続き必要な方は、転入先の市区町村で手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・住民課 ・各支所
国民年金	(転出先で) 年金手帳 印鑑	転出先の市区町村で住所変更の手続きをしてください。 ※受給者の方で住民票コードを登録されている方は手続きは不要です。	
国民健康保険	被保険者証 印鑑	転出をすれば那賀町での資格は喪失します。被保険者証を返し、喪失届を出してください。 保険料は算定しなおした後、ご連絡します。	<ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉課 ・税務課 ・各支所
後期高齢者医療	被保険者証 印鑑	県外へ転出される場合（住所地特例を除く）は、届書にご記入の上、保険証を本町の窓口へ返してください。県内の他市町村へ転出される場合は、転出先の市町村で新しい保険証と交換してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉課 ・各支所

手続き項目	必要なもの	備考	手続き場所 お問合せ先
介護保険	介護保険証	介護認定（要支援1・2、要介護1～5）を受けておられる方は、本町の窓口で発行する『受給資格証明書』を、転出先の市区町村へご提出いただければ、那賀町での介護度が、6ヶ月間継続されます。	<ul style="list-style-type: none"> 健康福祉課 各支所 
児童手当	印鑑	受給者の方が転出される場合、喪失届を出してください。公務員の方は勤務先へ届け出てください。	
児童扶養手当 特別児童扶養手当	証書 印鑑	住所変更届を提出してください。	
はぐくみ医療 重度医療 ひとり親家庭等医療	受給者証 印鑑	転出をすれば那賀町での資格は喪失します。受給者証を返し、喪失届を出してください。	
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	(転出先で) 手帳 印鑑	転出先の市町村で手続きをしてください。(那賀町での手続きはありません。)	
保育園	印鑑	退園の手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> 健康福祉課 各支所 各保育園
那賀町CATV	印鑑	CATV、インターネット契約を解約、休止される方は、手続きをお願いします。	<ul style="list-style-type: none"> CATV 各支所
那賀町簡易水道 集落排水	印鑑	簡易水道、集落排水の利用停止をされる方は、手続きをお願いします。	<ul style="list-style-type: none"> 環境課 各支所
犬の登録事項変更	(転出先で) 犬鑑札等	転出先の市町村で手続きをしてください。(那賀町での手続きはありません。)	
原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車	標識 印鑑	廃車等の手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> 税務課 各支所
軽自動車 (四輪乗用・貨物・ 125cc以上250cc以下のバイク)	標識・印鑑 住民票 車検証等	125ccを超えるバイクは転入先の運輸支局、軽自動車は軽自動車協会でご住所変更の手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> 税務課 運輸支局 軽自動車協会
土地・家屋を 所有している方	印鑑	送付先変更の届をだすか、納税管理人を定めてください。	<ul style="list-style-type: none"> 税務課 各支所

お問い合わせ先

住民課	62-1194	相生支所	62-1111
CATV課	64-1123	上那賀支所	66-0111
環境課	62-1192	平谷出張所	67-0111
税務課	62-1182	木沢支所	65-2111
健康福祉課	62-1141	木頭支所	68-2311

